

教頭マネジメント支援員の勤務条件等に関する要領【伊賀市教育委員会】

1 趣旨

三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程に定めるもののほか、会計年度任用職員である教頭マネジメント支援員の勤務条件等に関して必要な事項を定める。

2 任期

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあつては採用日）から

当該年度の3月31日までの間の必要な期間

※ ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、教育委員会が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

※ なお、地方公務員法に定める「欠格条項」に該当する者は、会計年度任用職員になることはできません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 再度の任用の有無

有（条件有）

面接及び教頭マネジメント支援員としての従前の勤務実績に基づき、能力の実証を経て、公募によらない再度の任用は連続2回を限度として行う場合がある。

なお、その後も勤務を希望する場合には、応募することは可能である。

4 再度の任用の判断基準

勤務実績、勤務態度、能力及び従事する事業の予算の状況等により判断する。

5 業務の内容

校長の指導及び監督のもと、教頭等が本来の教育活動に専念できるよう、次のような業務に従事して教員を支援する。

- ・教頭の業務補助
- ・教職員の勤務管理事務の支援
- ・施設管理
- ・保護者や外部との連絡調整
- ・その他教頭等の補助業務として校長が認めるもの

6 業務に必要な免許、資格又は学歴（履修科目）

資格の有無は問わない。

7 業務に必要な経験・能力

退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者が望ましい。

8 勤務場所

三重県内の市町等立小学校、中学校、義務教育学校

9 勤務時間・日数、休憩時間

（１）勤務時間、勤務日数及び休憩時間

次のいずれかとする。

ア 週 5 日勤務かつ年間 1,392 時間以内、週 29 時間以内、日 6 時間以内とし、勤務時間の割振りについては所属長が定めるものとする。

- ・ 1 日の勤務時間の割振りは、●時●分から●時●分までの間で行うものとする。（休憩時間は●から●時までの●時間）

（例）・ 1 日の勤務時間の割振りは、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で行うものとする。（休憩時間は正午から午後 1 時までの 1 時間）

イ 年間 720 時間以内、週 15 時間以内かつ日 6 時間以内とし、勤務時間の割振りについては所属長が定めるものとする。

- ・ ●月から●月まで 月●日勤務×●ヶ月×日●時間＝●●●時間
- ・ 1 日の勤務時間の割振りは、●時●分から●時●分までの間で行うものとする。（休憩時間は●から●時までの●時間）

（例）・ 4 月から 3 月まで 月 12 日勤務×12ヶ月×日 5 時間＝720 時間
・ 1 日の勤務時間の割振りは、午前 8 時 25 分から午後 5 時 10 分までの間で行うものとする。（休憩時間は正午から午後 1 時までの 1 時間）

（２）所定勤務時間を超える勤務の有無

原則無し

10 休日

勤務日以外の日

（原則、土日、祝日及び年末年始は休日とする。ただし勤務の割振りがあった場合を除く）

11 休暇制度

休暇の種類は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。
なお、再度、採用された場合は、年次有給休暇を繰り越すことができる。

※ 詳細は「三重県教育委員会事務局における会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」による。

12 報酬

報酬等(※)	時間額 1, 640円
期末・勤勉手当	任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払日は6月30日と12月10日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。）。
その他手当に相当する報酬	通勤手当に相当する報酬を規定に基づき支給。
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月21日（ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。）
支払方法	口座振込（法令の規定に従い、源泉徴収がなされます。）
昇給	無

※ 「報酬等」は、地域手当相当の報酬を含んだ額。

13 社会保険等

- ・法令に基づき雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加。
（健康保険部分は、公立学校共済組合に参加。）
- ・法令に基づく労働災害補償保険又は県の規定による公務災害補償の対象となる。

※ 勤務条件等により社会保険等の適用が異なる場合がある。

14 退職

- ・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により、辞職日の原則30日前に書面により行うものとする。

15 服務

- ・地方公務員法の服務に関する規定が適用される（営利企業への従事等の制限を除く。）
- ・なお、営利企業等へ従事する場合は、事前に届出書を提出するものとする。
- ・法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。